

答申（制）第35号  
平成31年3月19日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会  
会長 池内 愛



個人情報の取扱いについて（答申）

平成31年2月18日付け30若者第200号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、実施にあたっては、以下の事項を適切かつ確実にを行うよう要請します。

- ・生徒及び保護者に対して、文書中に個人情報の取扱いについて丁寧な説明を加えるなど、受け取り側への十分な配慮を行うこと。
- ・学校長に対して、個人情報を提供するにあたっての法令上の根拠等について十分に説明を行うこと。